

金沢大学人間社会学域学校教育学類附属中学校 同窓会「柏葉会」 会則

第1条 (名 称)

本会は柏葉会（はくようかい）と称する。

第2条 (事務局)

本会の所在地は、金沢市平和町1-1-15であり、事務局は、同所所在の金沢大学人間社会学域学校教育学類附属中学校内におく。

第3条 (目 的)

本会は会員相互の友好・親睦をはかり、母校の発展を期することを目的とする。

第4条 (会 員)

本会の会員は、金沢大学教育学部附属中学校・金沢大学人間社会学域学校教育学類附属中学校を卒業又は修了した者とする。

ただし、卒業でなくとも当学校に在学した者で、本会長の承認を得た者は会員となることが出来る。

第5条 (事 業)

本会は、前記目標を達成するために、次の事業を行なう。

- ①会員名簿の管理及び発行
- ②周年事業の開催
- ③金沢大学人間社会学域学校教育学類附属中学校の活動への参加・協力・援助・助言
- ④その他必要と認められる事業

第6条 (総 会)

総会は定時総会と臨時総会からなり、いずれも会長の招集によって開催する。

- ①定時総会は原則として5年に1回開催する。
- ②臨時総会は、会長が必要と認めた場合及び、幹事の3分の1以上の要請があった場合に開催する。

第7条 (幹事会)

幹事会は会長の招集によって開催するものとし、総会を開催する為に必要とする事項を協議する。また、必要に応じ会務処理事項を審議する。

第8条 (役 員)

本会には、次の役員をおく。

会長	1名
副会長	4名以内
幹事	20名以内
監査役	2名
事務局長	1名
事務局員	若干名

第9条 (顧 問)

- ①金沢大学人間社会学域学校教育学類附属中学校校長・副校長・教頭の3名を常

任顧問とする。

②本会は必要に応じて、その他に顧問を置くことができる。

第10条 (会長)

①会長は、会務を総括し、本会の運営の任にあたる。

②会長は、総会において選出される。

第11条 (副会長)

①副会長は、会長を補佐し、会長が執務不能の場合にはその代理になる。

②副会長は、会長によって指名され、幹事会はそれを確認する。

第12条 (幹事)

①幹事は、幹事会に出席し、本会の目的達成の為に適切な会務運営に寄与する。

②幹事は、正副会長によって指名選出され、総会において確認される。

第13条 (監査役)

①監査役は、本会の事業及び会計を監査し、総会においてその結果を報告する。

②監査役は、総会において選出される。

第14条 (事務局長)

①事務局長は、学校との連絡調整にあたり、会長の補佐並びに会計業務を担当する。

②事務局長は、会長によって指名され、幹事会はそれを確認する。

③事務局長は、必要に応じて事務局長によって指名される。

第15条 (役員任期)

正副会長・幹事・監査役・事務局長の任期は5年とするが、重任を妨げない。

第16条 (委員会の設置)

本会は、事業目的遂行の為に、必要に応じて委員会を設置及び廃止することが出来る。これは幹事会が決定する。

第17条 (収入)

①本会の収入は、入会金、臨時会費、寄付金、その他によるものとする。

②入会金は、金沢大学人間社会学域学校教育学類附属中学校を卒業するときに学校を通じて徴収する。

第18条 (事業年度)

本会の事業年度は、8月1日より翌年7月31日までとする。

第19条 (会員の異動)

会員の住所・姓名等に変更があった場合は、会員は事務局に連絡するものとする。

第20条 (本会則の改正)

本会則の改正は、総会における出席者全員の3分の2以上の決議をもってなされる。

第21条 (設立年月日)

本会の設立年月日は、昭和53年8月1日である。

付則 本会則は昭和53年8月1日より施行する。